

上下水道事業告示第 7 号

見附市公共下水道事業計画について、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項の規定において準用する第 4 条第 1 項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により次のとおり公告し、その事業計画変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該変更案について、縦覧期間満了の日までに見附市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 3 日

見附市長 稲田 亮

1. 事業計画の名称

見附市公共下水道事業計画（見附処理区・見附第 2 処理区）

2. 変更に係る予定処理区域

見附第 2 処理区（汚水）

見附市緑町、鳥屋脇町、耳取町、明晶町の各一部

見附第 2 処理区（雨水）

見附市昭和町 2 丁目、市野坪町、福島町の各一部

3. 変更内容

- ・主要な管渠の変更
- ・計画降雨の変更

4. 事業施行期間

工事着手の年 月 日 昭和 39 年 6 月 10 日

工事完了の予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

5. 下水道法変更認可の案の縦覧場所

見附市役所 上下水道局

6. 縦覧の期間

令和 8 年 7 月 3 日から令和 8 年 7 月 17 日まで